

一般財団法人京都技術サポートセンター情報公開規程

平成 28 年 4 月 15 日制定

(目的)

第 1 条 この規定は、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号。以下「京都府情報公開条例」という。）の趣旨に基づき、一般財団法人京都技術サポートセンター（以下「センター」という。）が実施する業務に関し、その保有する情報の公開に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「文書等」とは、センターの役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、センターの役職員が組織的に用いるものとして、センターが保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの
- (2) センターが一般の利用に供することを目的として管理しているもの

(センターの責務)

第 3 条 センターは、文書等の公開を申出する権利が十分に尊重されるよう京都府情報公開条例を解釈し、及び運用するとともに、文書等の適切な保存及び迅速な検索をするために文書等の適正な管理に努めなければならない。

2 センターは、この規程の解釈及び運用に当たっては、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報を公にすることのないよう最大限の配慮をするものとする。

(公開申出ができる者)

第 4 条 何人も、センターに対し、センターの保有する文書等の公開を申出することができる。

(公開申出の方法)

第 5 条 前条の規定による公開の申出（以下「公開申出」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「申出書」という。）をセンターに提

出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地）
 - (2) 公開申出をしようとする文書等を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める事項
- 2 センターは、申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの（以下「申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、センターは、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第6条 センターは、公開申出があつた場合は、当該公開申出に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 法令に基づき公にすることができないとされている情報
- (3) 法人（センター、京都府、国、他の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「センター等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報
 - イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報
- (4) センター等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの
 - ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
 - イ 不当に府民の間に混乱を生じさせるおそれ
 - ウ 特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれ
- (5) センター等が行う事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、センター、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ センターが行う収益事業に関する情報であつて、センターの経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第7条 センターは、公開申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分とが容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて、文書等の公開をするものとする。

(文書等の存否に関する情報)

第8条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、センターは、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開申出に対する措置)

第9条 センターは、公開申出に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、速やかに、申出者に対し、その旨及び公開の実施に関して必要な事項を書面により通知するものとする。

2 センターは、公開申出に係る文書等の全部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書等を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定（以下「非公開決定」という。）をし、速やかに、申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 センターは、第1項の規定による文書等の一部を公開する旨の決定又は非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときは、当該通知に当該期日を付記するものとする。

(公開決定等の期限)

- 第 10 条 公開決定及び非公開決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日から起算して 15 日以内にするものとする。ただし、第 5 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、公開申出があった日から起算して 60 日（第 5 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、60 日に当該補正に要した日数を加えた日数。以下同じ。）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、センターは、速やかに、申出者に対し、当該延長の期間及び理由を書面により通知するものとする。
- 3 第 1 項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内にセンターが公開決定等をしないときは、申出者は、非公開決定があつたものとみなすことができる。

（公開決定等の期限の特例）

- 第 11 条 公開申出に係る文書等が著しく大量であるため、当該公開申出があつた日から起算して 60 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、センターは、当該公開申出に係る公文書のうちの相当の部分につき 60 日以内に公開決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、センターは、同条第 1 項に規定する期間内に、申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- （1） この項を適用する旨及びその理由
- （2） 残りの文書等についての公開決定等をする期限
- 2 請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る公文書については、前条第 3 項の規定は、適用しない。
- 3 第 1 項第 2 号に規定する期限までに、センターが同号に規定する残りの公文書について公開決定等をしないときは、申出者は、当該残りの文書等について非公開決定があつたものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第 12 条 センターは、公開申出に係る公文書にセンター及び申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、あらかじめ当該第三者に対し、当該公開申出に係る文書等の表示その他理事長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 センターは、第三者に関する情報が記録されている文書等の公開をしようとする場合であつて、当該情報が第 6 条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められ

るときは、公開決定をするに当たって、当該第三者に対し、当該公開申出に係る文書等の表示その他理事長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は公益上緊急に文書等の公開をする必要があるため、意見書を提出する機会を与えることができない場合は、この限りでない。

- 3 センターは、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が文書等の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該文書等について公開決定をするときは、当該公開決定の日と公開の実施をする日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、センターは、当該公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開の実施をする日を書面により通知するものとする。

（文書等の公開の実施）

第13条 センターは、公開決定をしたときは、速やかに、申出者に対し、当該公開決定に係る文書等の公開をするものとする。

- 2 文書等の公開は、閲覧又は写しの交付（電磁的記録にあつては、それぞれこれらに準じる方法として、その種別、情報化の進展状況等を考慮してセンターが定める方法。以下同じ。）により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、センターは、文書等を公開することにより、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定により文書等の公開をするときその他相当な理由があるときは、当該文書等の写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（他の制度との調整等）

第14条 センターは、法令又は地方公共団体の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき、何人にも公開申出に係る文書等が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該文書等については、当該同一の方法に関する限りにおいて、第4条から第14条の規定を適用しない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（異議の申出）

第15条 公開決定等（第10条第3項又は第11条第3項の規定により非公開決定があ

ったものとみなされる場合を含む。以下同じ。) について異議があるものは、当該公開決定等を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、センターに対して異議申出書により意義の申出をすることができる。

(意義申出に対する回答等)

第16条 センターは、前条の異議申出書が提出されたときは、当該異議の申出の対象となった公開決定等について再度検討を行った上で、当該意義の申出をしたものに対し、書面により回答するものとする。

2 センターは、前条に規定する意義の申出が第三者からなされた場合、申出者に対し、第9条第1項の規定に基づき行った公開決定について、前項の規定による回答に至るまで、その効力を停止する旨を通知するものとする。

(情報提供)

第17条 センターは、その事業活動に関する情報を有効かつ適切な広報媒体を活用して、府民及び法人に積極的に情報提供するとともに、情報の収集、管理及び提供の機能の充実に努めるものとする。

(費用の負担)

第18条 文書等その他の資料の写しの交付を受けるものは、実費の範囲内において理事長が定める額及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月15日から施行する。